

## 大阪府屋外広告物条例及び条例施行規則の主な改正点

### 1 安全点検の義務化と点検資格者の厳格化

屋外広告物の所有者又は占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。

### 2 1の点検結果について知事への提出を義務化

屋外広告物の所有者又は占有者は、更新許可の申請時に、1の点検結果を知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

# 1 安全点検の義務化と点検資格者の厳格化

広告物の所有者等(広告物、掲出物件の所有者、占有者)は、**屋外広告士又は屋外広告士と同等以上の知識を有する者に、** 広告物、掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を**点検させなければならない旨規定。**(簡易な広告物等※を除く)

(改正後条例第16条の2)

※ 簡易な広告物等…はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン、  
高さが4メートル以下の広告物、掲出物件

ただし、管理義務自体は、簡易な広告物を含めた全ての広告物や掲出物件について、それらの表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者に発生する。

## 2 1の点検結果について知事への提出を義務化

更新許可の申請時に、高さが4メートルを超える広告物、掲出物件について、広告物の所有者等は**屋外広告物安全点検報告書**を知事に提出しなければならない旨規定。

(改正後条例第15条第2項、規則第3条第8項)

※更新許可の申請者が広告物の所有者等と異なるときは、**広告物の所有者等は、屋外広告物安全点検報告書をあらかじめ申請者に交付**

(改正後条例第15条第3項)

	[ 報告書の名称 ]	[ 点検期日 ]
条例 改正前	屋外広告物自主点検 結果報告書	規定なし
条例 改正後	<b>屋外広告物安全点検 報告書</b>	<b>申請前3月以内</b>

	〔規定内容〕	〔点検者〕
<p>条例 改正前</p>	<p>点検の義務規定なし。</p> <p>更新時に右記の点検者による点検結果を記載した自主点検結果報告書の添付の義務化 (規則第3条第6項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務主任者(屋外広告士、都道府県等の行う講習会の修了者、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定合格者等)</li> <li>・1級・2級建築士</li> <li>・第1種・第2種電気工事士 など</li> </ul>
<p>条例 改正後</p>	<p><b>所有者又は占有者に対する右記の点検者による点検の義務化。 (第16条の2)</b></p> <p>更新時に上記の点検結果を記載した書面の添付の義務化 (第15条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・特種電気工事資格者のうち、ネオン工事に係る資格取得者</li> <li>・屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</li> </ul>

**改正前の条例に基づき許可を受けて表示、設置されている広告物等については、平成30年（2018年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの間は、更新許可について、条例改正前の手続きによることができます。**

（この間は、屋外広告物安全点検報告書に代えて屋外広告物自主点検結果報告書を提出することができます。）